埼玉県介護職員資格取得支援事業（初任者研修受講料）補助金のＱ＆Ａ

Ｎｏ.	質問	回答
1	法人用と個人用どちらで申請すればよいですか。	介護職員が研修受講料を全額又は一部支払った場合は、個人申請となります。 法人申請は、研修受講料の全額を法人が支払った場合のみになります。 （参照：事務取扱要領第３条（２）） （参照：事務取扱要領第２条（２））
2	研修を修了した時点で申請書を提出すればよいですか。	研修修了後、継続勤務要件を満たした後、ご申請ください。
3	教育訓練給付金の支給を受けている(受ける予定）のですが、補助金の対象となりますか。	教育訓練給付金は、「本事業と同趣旨の事業による補助金等」に該当するため、教育訓練給付金を受けている方は県の補助金の対象外です。 （参照：交付要綱第４条）
4	県内の市町村が独自に支給している実務者研修受講料補助金を申請します。県の補助金と併用は可能ですか。	県内の市町村が支給する実務者研修受講料補助金については、例外的に「本事業と同趣旨の事業による補助金等」の併給に当たりませんので県の補助金にも申請いただけます。
5	研修に使うテキスト代は補助の対象となりますか。	対象外です。 （参照：事務取扱要領第２条（２））
6	分割払いの手数料分は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。
7	分割払いをしていて、支払の完了が来年度の予定なのですが、大丈夫ですか。	申請年度内に支払った部分のみが補助金の交付対象となります。受講料は、補助金の交付を受けようとする年度内に完了するようにしてください。 （例：R5年度の補助金 R6年３月31日までに支払完了）
8	受講料を1/2したときに、１円未満の端数が発生する場合はどうすればよいですか。	１円未満の端数が発生する場合は切捨てとなります。 例：受講料 54,545円の1/2額＝27272.5円 →申請額：27,272円
9	領収書を紛失してしまったのですが。	研修受講施設に再発行を依頼してください。
10	研修受講施設で領収書の再発行ができない場合、どうすればよいですか。	領収書が発行できない場合は、研修受講料の受領を証明する書類の発行を依頼してください。 上記書類の発行も不可能な場合、①研修受講料の支払いを通知する書類　及び　②受講料の支払いが確認できる書類（金融機関への払込受領証（収受印の押印があるもの）、クレジットカードの利用明細等）の写しのセットを提出してください。 **ただし、領収書以外の書類が提出された場合、提出書類を審査の上、交付対象外となる場合もありますのでご承知おきください。**
11	パート職員は補助の対象となりますか。	１週間当たりの所定労働時間が２０時間以上であれば対象となります。 （参照：交付要綱第２条）
12	研修受講料を法人が全額支払いをし、法人が申請している場合で、領収書の名義が個人になっていますが、必要書類はありますか。	法人が個人あてに支払いをしていることの確認できる書類を提出してください。参考様式はホームページ「記入例」を参照ください。
13	研修受講料とテキスト代領収書が２枚別々にある場合、両方補助対象になりますか。	研修受講料のみが補助対象となります。また、領収書の中で研修受講料、テキスト代の内訳がわかる場合についても、研修受講料のみが補助金対象となります。